

## は し が き

本書は、昭和39年の商業登記法の施行に併せて、その実務上の指針を示すものとして発刊されて以来、幸いにも多くの登記実務家をはじめ、関係各方面に広く活用されてきました。

その後、制度及び運用の両面にわたる改正等に伴い、数次に及ぶ改訂を重ねてきましたが、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)」の施行による登録免許税法(昭和42年法律第35号)の改正や登記特別会計の廃止に伴う登記手数料の納付方法の変更等の「商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)」の改正部分を盛り込んだ〔全訂第五版〕(平成24年11月刊)発刊後、「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第91号)」並びに「商業登記規則等の一部を改正する省令(平成26年法務省令第33号)」の施行に伴う商業登記に関する改正、取締役等の本人確認証明書の添付等を定めた「商業登記規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第5号)」や株主リストの添付等を定めた「商業登記規則等の一部を改正する省令(平成28年法務省令第32号)」の改正部分を盛り込むとともに、内容の一層の充実を期すべく上記以外にも広く見直しを行い

ました。

本書がこれまで以上に登記実務家はもとより、関係の方々に広く活用され、商業登記事務の適性・円滑な処理に役立つことを願っております。

平成31年4月

登記研究編集室

## 凡 例

本書において使用した略語は、次のとおりである。

会＝会社法

施行規＝会社法施行規則

計算規＝会社計算規則

商登＝商業登記法

規則＝商業登記規則

準則＝商業登記等事務取扱手続準則

整備法＝会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

商＝商法

旧商＝旧商法

旧有法＝旧有限会社法

民＝民法

非訟＝非訟事件手続法

登税＝登録免許税法

登税施令＝登録免許税法施行令

登税施規＝登録免許税法施行規則

例えば、「会911Ⅲ」は「会社法第911条第3項」を、「商登47Ⅱ②」は「商業登記法第47条第2項第2号」を、また、「平28.6.23民商第98号民事局長通達」は「平成28年6月23日付け法務省民商第98号法務省民事局長通達」を示す。

# 総目次

## 上巻

第1章 総説	1
第2章 各種の証明の申請	61
第3章 株式会社の登記	91

## 下巻

第4章 合名会社の登記	867
第5章 合資会社の登記	1025
第6章 合同会社の登記	1203
第7章 組織再編の登記	1363
第8章 特例有限会社の登記	1739
第9章 外国会社の登記	1863
第10章 商号、未成年者、後見人及び支配人の登記	1937

# 商業登記書式精義（全訂第六版）上巻（目次）

第1章 総 説 .....	1
第1節 商業登記 .....	1
第1 意 義 .....	1
第2 種 類 .....	1
第3 登記事項 .....	2
第4 登記所及び登記官 .....	2
第5 商業登記簿 .....	3
第6 登記の強制 .....	9
第2節 登記申請手続の通則 .....	13
第1 登記申請人及びその代理人 .....	13
第2 登記期間 .....	13
第3 申請の方法 .....	14
第4 申請書 .....	14
第5 印鑑の提出等 .....	20
第6 添付書類 .....	28
第7 申請書に添付すべき電磁的記録 .....	32
第8 原本還付（添付書類の還付） .....	35
第9 登録免許税 .....	36
第3節 登記の申請の取下げ及び却下 .....	39
第1 概 説 .....	39
第2 登記申請の取下げ .....	39
第3 登記申請の却下 .....	40
第4節 登記の更正及び抹消 .....	48
第1 概 説 .....	48
第2 登記の更正 .....	48
第3 登記の抹消 .....	50
第5節 審査請求 .....	56
第1 概 説 .....	56

第2 審査請求手続	56
<b>第2章 各種の証明の申請</b>	61
<b>第1節 登記情報の公開</b>	61
<b>第2節 登記事項証明書の交付</b>	61
第1 登記事項証明書の種類	61
現在事項全部証明書	62
履歴事項全部証明書	65
閉鎖事項全部証明書	68
代表者事項証明書	70
第2 登記事項証明書の交付の請求手続	71
<b>第3節 登記事項要約書の交付</b>	73
第1 登記事項要約書の記載事項	73
第2 登記事項要約書の交付の請求手続	73
<b>第4節 登記簿の附属書類の閲覧</b>	74
附属書類閲覧申請書	75
<b>第5節 印鑑証明</b>	78
第1 概 要	78
第2 印鑑証明書の交付の請求手続	79
印鑑証明書	80
<b>第6節 電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明</b>	81
第1 概 要	81
第2 電子証明書	82
電子証明書に記録される主な事項	83
第3 電子証明書の発行の請求手続	84
第4 手数料	87
第5 電子証明書の有効性の確認	87
電子証明書の有効性に関する証明事項	88
第6 電子証明書の使用の廃止	89
第7 電子証明書の使用の休止	89

<b>第3章 株式会社の登記</b> .....	91
<b>第1節 設立登記</b> .....	91
<b>第1款 株式会社の設立手続</b> .....	91
第1 基礎的手続.....	91
第2 発起設立.....	92
第3 募集設立.....	95
<b>第2款 設立時代表取締役の選定方法</b> .....	98
<b>第3款 定款の作成</b> .....	99
第1 定款の作成と認証.....	99
第2 定款の記載事項.....	100
定款の記載例.....	117
記載例1.....	117
記載例2（発起人の受けるべき特別利益、現物出資、財産引受 け又は設立費用の定めのある場合）.....	125
記載例3（各種株式、株主名簿管理人の定めのある場合）.....	127
記載例4（株式の譲渡制限に関する定めをする場合）.....	131
記載例5（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する 定めを設けた場合）.....	132
記載例6（取締役の責任免除及び責任制限の規定を設けた場合）.....	132
記載例7（中間配当を行うこととする場合）.....	133
<b>第4款 設立登記手続</b> .....	133
第1 設立登記.....	133
第2 登記期間.....	133
第3 登記事項.....	134
第4 旧姓併記の申出.....	139
第5 登記申請人.....	139
第6 申請書.....	140
第7 添付書類.....	140
第8 登録免許税額.....	152
(1) 株式会社設立登記申請書（その1）（発起の1 種類株式の 定めのない場合）.....	152
(2) 株式会社設立登記申請書（その2）（発起の2 種類株式等 の定めのある場合）.....	162

(3) 株式会社設立登記申請書（その1）（募集の1 普通株式のみを発行し、種類株式の定めのない場合）	189
(4) 株式会社設立登記申請書（その2）（募集の2 種類株式等の定めのある場合）	195
(5) 株式会社設立登記申請書（その3）（会社設立の当初から支店がある場合に支店所在地とする登記）	215
(6) 株式会社設立登記申請書（指名委員会等設置会社の場合）	217
(7) 株式会社設立登記申請書（監査等委員会設置会社の場合）	227
<b>第2節 変更の登記</b>	236
<b>第1款 総 説</b>	236
第1 意 義	236
第2 行政区画等の変更	236
第3 定款の変更手続	236
第4 変更登記の手続	238
<b>第2款 商号、目的及び公告方法の変更の登記</b>	241
第1 商号、目的及び公告方法の変更	241
第2 登記手続	242
(8) 株式会社変更登記申請書（その1）（商号、公告方法の変更の場合）	243
(9) 株式会社変更登記申請書（その2）（目的の変更の場合）	250
<b>第3款 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記</b>	253
第1 貸借対照表等の公告に代わる措置	253
第2 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記手続	253
第3 貸借対照表等の公告に代わる措置の廃止による変更の登記	254
(10) 株式会社変更登記申請書（貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定（又は廃止）による変更の登記の場合）	254
<b>第4款 本店移転の登記</b>	258
第1 本店の移転	258
第2 登記手続	258
(11) 株式会社本店移転登記申請書（その1）（旧本店の所在地（同一登記所の管轄区域内で本店を移転した場合を含む。）	



における申請書) ……………	260
(12) 株式会社本店移転登記申請書(その2)(本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書) ……………	270
<b>第5款</b> 支店の設置, 移転及び廃止の登記……………	274
第1 支店の設置の登記……………	274
(13) 株式会社支店設置登記申請書(会社成立後に支店を設け, 本店所在地において登記を申請する場合) ……………	275
第2 支店移転の登記……………	279
(14) 株式会社支店移転登記申請書(その1)(本店の所在地及び当該支店の所在地(当該支店の管轄区域内で支店の移転が行われた場合に限る。)の管轄登記所が異なる場合において, 商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をする場合) ……………	281
(15) 株式会社支店移転登記申請書(その2)(本店所在地, 支店旧所在地及び支店新所在地(支店の登記がない場合に限る。)の管轄登記所がいずれも異なる場合において商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をする場合) ……………	283
第3 支店の廃止の登記……………	287
(16) 株式会社支店廃止登記申請書(本店所在地及び当該支店所在地の管轄登記所が異なる場合において, 支店所在地の管轄登記所内の全ての支店を廃止し, 商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をする場合) ……………	288
<b>第6款</b> 土地の番号の変更による本店及び支店の変更の登記……………	292
第1 土地の番号の変更に伴う本店及び支店の変更……………	292
第2 登記手続……………	292
(17) 株式会社変更登記申請書(その1)(土地の番号の変更による本店又は支店の変更の場合) ……………	293
(18) 株式会社変更登記申請書(その2)(行政区画, 郡等又はそれらの名称の変更による本店又は支店の変更の場合(地番の変更を伴わない場合) ……………	297
<b>第7款</b> 住居表示の実施による本店又は支店の変更の登記……………	300
第1 住居表示の実施による本店又は支店の変更……………	300

第2	登記手続	300
	(19) 株式会社変更登記申請書（住居表示の実施による本店又は支店の変更の場合）	301
<b>第8款</b>	役員及び会計監査人に関する変更の登記	305
第1	株式会社の機関設計	305
第2	役員及び会計監査人の変更	306
第3	登記手続	316
	(20) 株式会社変更登記申請書（その1）（取締役若しくは監査役の氏名又は代表取締役の氏名若しくは住所の変更の場合）	337
	(21) 株式会社変更登記申請書（その2）（会計参与若しくは会計監査人の氏名若しくは名称又は会計参与の書類等備置場所の変更の場合）	342
	(22) 株式会社変更登記申請書（その3）（役員（取締役、代表取締役、監査役及び会計参与）並びに会計監査人が交代する場合）	345
	(23) 株式会社変更登記申請書（その4）（取締役、代表取締役又は監査役の辞任、死亡、任期満了、解任、資格喪失、新任及び重圧）	363
	(24) 株式会社変更登記申請書（その5）（社外取締役（監査役）が社外取締役（監査役）に該当しなくなった場合）	383
<b>第9款</b>	役員等の会社に対する責任の免除又は制限の登記	386
第1	役員等の会社に対する責任の免除又は制限の手続	386
第2	登記手続	387
	(25) 株式会社変更登記申請書（その1）（取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定を設定（又は廃止）した場合）	389
	(26) 株式会社変更登記申請書（その2）（非業務執行取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を設定（又は廃止）した場合）	394
<b>第10款</b>	特別取締役による議決の定めに関する変更の登記	400
第1	特別取締役による議決の定め	400
第2	登記手続	400
	(27) 株式会社変更登記申請書（その1）（特別取締役による議決	

の定めを設定した場合) .....	402
(28) 株式会社変更登記申請書(その2)(特別取締役が交替した場合) .....	408
(29) 株式会社変更登記申請書(その3)(特別取締役による議決の定めを廃止した場合) .....	412
<b>第11款</b> 監査等委員会設置会社の登記 .....	417
第1 監査等委員会設置会社の機関構成 .....	417
第2 監査等委員会設置会社の登記 .....	421
(30) 株式会社変更登記申請書(その1)(定款の変更により監査等委員会設置会社となった場合) .....	427
(31) 株式会社変更登記申請書(その2)(監査等委員である取締役を変更した場合) .....	439
(32) 株式会社変更登記申請書(その3)(監査等委員会設置会社の定めを廃止による変更の場合) .....	446
<b>第12款</b> 指名委員会等設置会社の登記 .....	459
第1 指名委員会等設置会社の機関構成 .....	459
第2 指名委員会等設置会社の登記 .....	463
(33) 株式会社変更登記申請書(その1)(定款の変更により指名委員会等設置会社となった場合) .....	468
(34) 株式会社変更登記申請書(その2)(委員, 執行役及び代表執行役を変更した場合) .....	480
(35) 株式会社変更登記申請書(その3)(指名委員会等設置会社の定めを廃止による変更の場合) .....	487
<b>第13款</b> 発行可能株式総数の変更の登記 .....	499
第1 発行可能株式総数の変更 .....	499
第2 登記手続 .....	499
(36) 株式会社変更登記申請書(発行可能株式総数の増加による変更の場合) .....	500
<b>第14款</b> 会社が発行する全部の株式の内容の変更の登記 .....	506
第1 全部の株式の内容の変更の手続 .....	506
第2 登記手続 .....	507
(37) 株式会社変更登記申請書(その1)(会社が発行する全部の株式を譲渡制限株式に変更する場合) .....	508

(38)	株式会社変更登記申請書（その2）（株式の譲渡制限に関する規定の変更の場合）	514
(39)	株式会社変更登記申請書（その3）（株式の譲渡制限に関する規定の廃止の場合）	519
<b>第15款</b>	各種類の株式の内容等の変更の登記	525
第1	各種類の株式の内容等の変更の手続	525
第2	登記手続	529
(40)	株式会社変更登記申請書（その1）（単一株式発行会社が種類株式発行会社になる場合）	529
(41)	株式会社変更登記申請書（その2）（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の場合）	536
<b>第16款</b>	募集株式の発行による変更の登記	543
第1	意 義	543
第2	募集株式の発行の手続の概要	543
第3	登記手続	554
(42)	株式会社変更登記申請書（その1）（公開会社でなく、かつ、非取締役会設置会社が第三者割当てにより募集株式を発行する場合）	559
(43)	株式会社変更登記申請書（その2）（公開会社でない取締役会設置会社が第三者割当てにより募集株式を発行した場合）	578
(44)	株式会社変更登記申請書（その3）（公開会社でなく、かつ、取締役会設置会社でない会社が株主割当てにより募集株式を発行する場合）	588
(45)	株式会社変更登記申請書（その4）（公開会社でない取締役会設置会社が株主割当てにより募集株式を発行した場合）	594
(46)	株式会社変更登記申請書（その5）（公開会社が第三者割当てにより引受人に特に有利な価額で募集株式を発行する場合）	600
(47)	株式会社変更登記申請書（その6）（公開会社が第三者割当てにより募集株式を発行する場合（引受人に特に有利な価額での発行でないもの）	613
(48)	株式会社変更登記申請書（その7）（公開会社が株主割当てにより募集株式を発行する場合）	619

<b>第17款</b>	取得請求権付株式、取得条項付新株予約権等の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記	624
第1	意 義	624
第2	登記手続	627
(49)	株式会社変更登記申請書（取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の場合）	633
(50)	株式会社変更登記申請書（取得条項付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の場合）	636
(51)	株式会社変更登記申請書（全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の場合）	639
(52)	株式会社変更登記申請書（取得条項付新株予約権の取得と引換えにする株式の交付による変更の場合）	645
<b>第18款</b>	株式の消却、併合等による変更の登記	649
第1	意 義	649
第2	登記手続	652
(53)	株式会社変更登記申請書（株式の消却による変更の場合）	654
(54)	株式会社変更登記申請書（株式の併合による変更の場合）	657
(55)	株式会社変更登記申請書（株式の分割による変更の場合）	661
(56)	株式会社変更登記申請書（株式無償割当てによる変更の場合）	664
<b>第19款</b>	資本剰余金（準備金・剰余金）の資本組入れによる変更の登記	668
第1	意 義	668
第2	登記手続	669
(57)	株式会社変更登記申請書（準備金の資本組入れによる変更の場合）	671
(58)	株式会社変更登記申請書（剰余金の資本組入れによる変更の場合）	676
<b>第20款</b>	資本金の額の減少による変更の登記	683
第1	意 義	683
第2	登記手続	684
(59)	株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少による変更の場合）	685
<b>第21款</b>	株主名簿管理人に関する変更の登記	693

第 1 株主名簿管理人に関する変更	693
第 2 登記手続	693
(60) 株式会社変更登記申請書（その 1）（会社成立後、株主名簿 管理人を初めて設置し、その登記を申請する場合）	694
(61) 株式会社変更登記申請書（その 2）（株主名簿管理人の氏名 又は名称及び住所並びに営業所の変更の場合）	696
(62) 株式会社変更登記申請書（その 3）（株主名簿管理人を廃止 する場合）	701
<b>第22款</b> 単元株式数に関する変更の登記	703
第 1 単元株制度の概要	703
第 2 単元株式数の設定等による変更の登記	704
(63) 株式会社変更登記申請書（その 1）（単元株式数の設定の登 記をする場合）	705
(64) 株式会社変更登記申請書（その 2）（単元株式数の変更又は 単元株式数の定め廃止の場合）	707
<b>第23款</b> その他の変更の登記	710
第 1 存続期間又は解散の事由の変更	710
第 2 株券を発行する旨の定め設定又は廃止	710
第 3 登記手続	710
(65) 株式会社変更登記申請書（存続期間又は解散の事由の変更 （又は廃止）の場合）	711
(66) 株式会社変更登記申請書（株券を発行する旨の定め設定 又は廃止の場合）	714
<b>第 3 節</b> 新株予約権の登記	717
<b>第 1 款</b> 新株予約権制度の概要	717
第 1 新株予約権	717
第 2 新株予約権付社債	717
<b>第 2 款</b> 新株予約権の登記	718
第 1 募集新株予約権の発行による変更の登記等	718
第 2 募集新株予約権の発行による変更登記の手続	726
(67) 株式会社変更登記申請書（新株予約権発行等による変更の登 記）	730
第 3 募集以外の事由による新株予約権の発行	743

(68)	株式会社変更登記申請書（取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記）	746
(69)	株式会社変更登記申請書（取得条項付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記）	753
(70)	株式会社変更登記申請書（全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記）	757
(71)	株式会社変更登記申請書（取得条項付新株予約権の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記）	761
(72)	株式会社変更登記申請書（新株予約権無償割当てによる変更の登記）	766
第4	新株予約権の行使	767
(73)	株式会社変更登記申請書（新株予約権一部行使による変更登記）	772
(74)	株式会社変更登記申請書（新株予約権全部行使による変更登記）	776
第5	新株予約権の消却	779
(75)	株式会社変更登記申請書（新株予約権一部消却による変更登記）	780
(76)	株式会社変更登記申請書（新株予約権の全部消却による変更登記）	783
第6	新株予約権の消滅	786
(77)	株式会社変更登記申請書（新株予約権の行使期間満了による変更登記）	787
第7	その他	789
<b>第3款</b>	新株予約権付社債の発行による登記	790
第1	新株予約権付社債の発行	790
(78)	株式会社変更登記申請書（新株予約権付社債の発行による変更の登記）	792
(79)	株式会社変更登記申請書（新株予約権付社債に付された新株予約権の一部行使による変更登記）	792
(80)	株式会社変更登記申請書（新株予約権付社債に付された新株予約権の全部行使による変更登記）	795
(81)	株式会社変更登記申請書（新株予約権付社債に付された新	

株予約権の一部消却による変更登記) ……………	797
(82) 株式会社変更登記申請書(新株予約権付社債に付された新株予約権の全部消却による変更登記) ……………	799
(83) 株式会社変更登記申請書(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間満了による変更登記) ……………	800
<b>第4節 解散及び清算人の登記</b> ……………	803
<b>第1款 解散の登記</b> ……………	803
第1 解散の原因 ……………	803
第2 解散登記手続 ……………	805
(84) 株式会社解散登記申請書(その1)(株主総会の決議による解散の場合) ……………	806
(85) 株式会社解散登記申請書(その2)(存続期間の満了その他定款に定めた事由の発生による解散の場合) ……………	813
(86) 株式会社解散及び清算人登記申請書(解散の登記と清算人の登記を同時にする場合) ……………	816
<b>第2款 清算人の登記</b> ……………	822
第1 清算人の就任及び解任 ……………	822
第2 登記手続 ……………	825
(87) 株式会社清算人登記申請書(その1)(取締役が法定清算人として就任した場合(非清算人会設置会社) ……………	827
(88) 株式会社清算人登記申請書(その2)(清算人会設置会社において、株主総会において清算人を選任し、次いで清算人において代表清算人を選定した場合) ……………	830
(89) 株式会社清算人登記申請書(その3)(裁判所が清算人を選任し、代表清算人を選定した場合(非清算人会設置会社) ……	836
(90) 株式会社清算人変更登記申請書(代表清算人が選定されている会社において、清算人の辞任又は死亡のため、新たに清算人を選任した場合) ……………	838
(91) 株式会社清算人解任登記申請書(代表清算人が選定された会社においては、株主総会の決議により清算人を解任した場合) ……………	841
<b>第5節 継続の登記</b> ……………	844



第1 株式会社の継続	844
第2 登記手続	844
(92) 株式会社継続登記申請書（解散登記後に継続した場合）	845
<b>第6節 清算終了の登記</b>	855
第1 清算の結了	855
第2 登記手続	855
(93) 株式会社清算終了登記申請書	856
<b>第7節 登記の更正及び抹消</b>	863
(94) 株式会社登記更正申請書（錯誤による更正の場合）	863
(95) 株式会社登記抹消申請書（株主総会決議の無効による取締役の登記の抹消の場合）	865